

川崎市福祉のまちづくり条例

整備マニュアル〈平成21年度改定版〉

目次

I 条例の構成

1. 条例制定の目的	1
2. 条例制定に至る経過	1
3. バリアフリー法との関係	2
4. 対象施設等	6
5. 整備基準	9
6. 手続きについて	16

II 整備の基本的な考え方

1. 建築物等の整備の考え方	17
2. 建築物等の整備の手順	18
3. 動作・寸法の考え方	21

III 整備基準の解説

解説の見かた・読み方	34
1. 建築物等に関する整備基準	36
1 敷地内通路	36
2 外部出入口	40
3 内部出入口	42
4 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という）	44
5 傾斜路	46
6 階段	50
7 エレベーター	52
8 便所	56
9 駐車場	60
10 レジ通路等	62
11 浴室	64
12 シャワー室及び更衣室	68
13 客室	72
14 観覧席及び客席（以下「観覧席等」という）並びに舞台	76
15 カウンター及び記載台	78
16 公衆電話機及び公衆電話台	80
17 案内標示	82
18 非常口及び誘導設備	84
19 休憩設備及び授乳場所	86
20 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	88
21 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	92

2. 公共交通機関の施設に関する整備基準	94
1 経路	94
2 券売機	98
3 改札口	100
4 便所	102
5 階段	106
6 エスカレーター	108
7 プラットホーム等	110
8 カウンター及び記載台	114
9 公衆電話機及び公衆電話台	116
10 案内標示	118
3. 鉄道の駅と一体として利用される施設に関する整備基準	120
1 経路	120
2 便所	124
3 乗合自動車停留所	128
4 タクシー乗降場	130
5 案内標示	132
6 附帯設備	134
4. 道路に関する整備基準	136
1 歩道及び自転車歩行者道（以下「歩道等」という）	136
2 横断歩道橋及び地下横断歩道（以下「立体横断施設」という）	142
3 視覚障害者誘導用ブロック	144
4 視覚障害者用信号機	150
5 上屋	152
5. 公園に関する整備基準	154
1 出入口	154
2 園路	156
3 便所	162
4 駐車場	164
5 案内標示	166
6 附帯設備	168

IV 関連資料

1. 川崎市福祉のまちづくり条例	170
2. 川崎市福祉のまちづくり条例施行規則	179
3. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（抄）	233
4. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（抄）	245
5. 標準案内用図記号	256
6. 点字標示	258